

第 120 号 (令和 4 年 12 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

△	令和 4 年度横浜市一般会計補正予算 (第 5 号) の要領公表【財政局財政課】	3
△	児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	4
△	児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	5
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】	6
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】	7
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】	8
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】	9
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】	10
△	横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】	11

[公告]

△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	12
△	公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	14
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	15
△	排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	16
△	横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	17
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	19
△	同【建築局調整区域課】	20
△	同【建築局調整区域課】	21
△	同【建築局調整区域課】	22
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	23
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	24
△	同【建築局建築指導課】	25
△	同【建築局建築指導課】	26
△	同【建築局建築指導課】	27
△	同【建築局建築指導課】	28
△	土地区画整理審議会委員選挙人名簿の確定等【都市整備局市街地整備調整課】	29

[交通局]

△	横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	30
△	職員の懲戒処分【人事課】	45

[医療局病院経営本部]

△	横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	46
△	横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	70

△ 横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	73
[人事委員会]	
△ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	74
[その他]	
△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】	75
[正誤]	76

告 示

横 浜 市 告 示 第 645 号

令 和 4 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) の 要 領 公
表

令 和 4 年 11 月 29 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 4 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 646 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 4 年 11 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	むつみ愛児園
設置者	株式会社むつみ
所在地	西区南軽井沢 56 番地

横 浜 市 告 示 第 647 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 廃 止 ・ 確 認 辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 36 条 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 廃 止 を 承 認 し 、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	令和 4 年 10 月 31 日
確認辞退年月日	令和 4 年 10 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	むつみ愛児園
設置者	渡 邊 ツネ子
所在地	西区南軽井沢 56 番地

横浜市告示第 648 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 12 月 1 日	0 歳からのこどもクリニック	戸塚区戸塚町 4,21 1 番地	病院又は診療所
同	田辺薬局横浜都筑店	都筑区中川中央一丁目 38 番 11 号	薬局
同	プラザ薬局ビエラ蒔田店	南区花之木町 3 丁目 48 番地の 1	同
同	クリエイト薬局緑白山店	緑区白山二丁目 37 番 1 号	同
同	クリエイト薬局港北北新羽店	港北区新吉田町 5, 603 番地	同
同	クリエイト薬局磯子上笹堀店	磯子区岡村五丁目 19 番 2 号	同
同	けあくる訪問看護リハビリステーション新横浜	港北区新横浜二丁目 2 番地の 15	訪問看護
同	あいず訪問看護ステーション日ノ出町	中区日ノ出町 2 丁目 134 番地の 1	同
同	訪問看護リハビリステーションカスタム	神奈川区羽沢南二丁目 43 番 7 号	同

横浜市告示第 649 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 10 月 19 日	(新) 日本調剤みなとみらい薬局	(新) 西区みなとみらい三丁目 7 番 3 号	薬局
	(旧) 日本調剤 M M センター薬局	(旧) 西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号	

横浜市告示第 650 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 11 月 1 日	翠戸塚クリニック	戸塚区戸塚町 4,11 1 番地	病院又は診療所
同	日本調剤横浜本町薬局	港北区日吉本町一丁目 4 番 19 号	薬局
同	ひばり薬局戸塚東口店	戸塚区上倉田町 49 8 番地の 11	同
同	ハックドラッグ港南台バーズ I 薬局	港南区港南台三丁目 1 番 3 号	同
同	コガ薬局西店	旭区中希望が丘 11 1 番地	同
同	訪問薬局横浜さくら	南区宮元町 2 丁目 32 番地	同
同	クリエイト薬局横浜保土ヶ谷橋店	保土ヶ谷区保土ヶ谷町 1 丁目 5 番地の 1	同
同	アスター薬局旭店	旭区中白根三丁目 1 番 38 号	同
同	なかまち薬局	都筑区仲町台一丁目 2 番 28 号	同
同	訪問看護ステーションあざみ野ヒルトップ	青葉区あざみ野二丁目 21 番地の 23	訪問看護

横浜市告示第 651 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した

。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
日野中央特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
港南区日野中央二丁目地内

横浜市告示第 652 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

富岡東三丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

金沢区富岡東三丁目地内

横浜市告示第 653 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画道路

3・3・16 号桂町戸塚遠藤線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

戸塚区上倉田町、汲沢一丁目、汲沢三丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目、汲沢七丁目、汲沢八丁目、汲沢町、下倉田町、戸塚町及び舞岡町、栄区桂町、小菅ケ谷一丁目、小菅ケ谷二丁目、小菅ケ谷三丁目、小菅ケ谷四丁目、本郷台四丁目及び本郷台五丁目並びに泉区和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉町、下飯田町、中田西四丁目及び中田南五丁目地内

公 告

横 浜 市 公 告 第 650 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

カトレヤプラザ伊勢佐木

中 区 伊 勢 佐 木 町 1 丁 目 5 番 地 の 4

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 パ ル コ

代 表 取 締 役 牧 山 浩 三

東 京 都 豊 島 区 南 池 袋 1 丁 目 28 番 2 号

(3) 変 更 し よ う と す る 事 項

変 更 し よ う と す る 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 内 の 店 舗 面 積 の 合 計	3,590 m ²	4,520 m ²
駐 車 場 の 位 置 及 び 収 容 台 数	位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 (変 更 前) 記 載 の と お り 収 容 台 数 115 台	位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 (変 更 後) 記 載 の と お り 収 容 台 数 88 台
駐 輪 場 の 位 置 及 び 収 容 台 数	位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 (変 更 前) 記 載 の と お り 収 容 台 数 193 台	位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 (変 更 後) 記 載 の と お り 収 容 台 数 112 台

荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 46.2 m ²	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 69.3 m ²
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	出入口の数 入口 3 か所、 出口 3 か所 位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	出入口の数 入口 4 か所、 出口 4 か所 位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和 5 年 7 月 1 日

(5) 変更する理由

運営計画の変更のため

2 届出年月日

令和 4 年 10 月 31 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 651 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
東 寺 尾 四 丁 目 第 二 公 園	鶴 見 区 東 寺 尾 四 丁 目 70 5 番 の 26	別 図 の と お り	350 m ²	水 飲 み 、 ベ ン チ 、 ジ ャ ン グ ル ジ ム 、 砂 場	令 和 4 年 12 月 5 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 652 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
赤 井 谷 第 二 公 園	金 沢 区 釜 利 谷 東 三 丁 目 26 番	別 図 の と お り 402 m ²	立 入 禁 止	令 和 4 年 12 月 10 日 から 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で
六 浦 二 丁 目 第 三 公 園	金 沢 区 六 浦 二 丁 目 1 番	別 図 の と お り 1,097 m ²	立 入 禁 止	令 和 4 年 12 月 10 日 から 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で

別 図 (省 略)

横浜市公告第 653 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30623	有限会社コマキ住設	小 牧 好 一	横須賀市粟田 2 丁目 38 番 2 号
11742	株式会社池田建設	池 田 光	旭区市沢町 869 番地の 3
30624	ミヨシ設備	三 好 良 幸	旭区本宿町 108 番地の 2
30625	鉄水工業	横 手 鉄 夫	港北区綱島東六丁目 14 番 9 号
30626	ミナミ住宅設備	熊 谷 登	南区若宮町 2 丁目 7 番地の 16
30627	株式会社エーピーエス相模原支店	中 山 博	相模原市緑区橋本 1 丁目 2 番 17 号
30628	有限会社大野サービス	大 野 正 博	平塚市根坂間 331 番地の 4

2 指定有効期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで

横浜市公告第 654 号

横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画道路の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 横浜国際港都建設計画道路
3・4・3 号環状 4 号線
- (2) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・53 号上川井瀬谷 1 号線
- (3) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・54 号上川井瀬谷 2 号線
- (4) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・9 号国道 16 号線

2 都市計画を定める土地の区域

旭区上川井町並びに瀬谷区卸本町、上瀬谷町、北町、五貫目町、瀬谷町、中屋敷三丁目及び目黒町地内

3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和 5 年 1 月 11 日午前 9 時公開開始
- (2) 場所
横浜市ホームページでの書面による意見の公開
(新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置)

4 縦覧期間

令和 4 年 12 月 5 日から令和 4 年 12 月 19 日まで

5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課

6 都市計画図書写しの縦覧期間

令和 4 年 12 月 5 日から令和 4 年 12 月 19 日まで

7 都市計画図書写しの縦覧場所

旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地

横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 655 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 10 月 8 日 第 2021 開 810 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 本 宿 町 130 番 地
倉 本 義 秋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 二 俣 川 二 丁 目 3 番 の 1 、 3 番 の 4 、 3 番 の 5 及 び 3 番 の 7

横 浜 市 公 告 第 656 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 11 月 15 日 第 2021 開 1114 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 篠 原 東 三 丁 目 25 番 3 号
峯 岸 イヲ子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 篠 原 東 三 丁 目 1,630 番 の 1 、 1,630 番 の 12 の 一 部 及 び 1,
630 番 の 13 か ら 1,630 番 の 27 ま で

横浜市公告第 657 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 3 年 12 月 23 日 第 2021 開 1209 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県台町 17 番地の 1
株式会社ディーシー
代表取締役 岡本啓江
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区三保町 2,640 番の 8 の一部、2,640 番の 157、2,640 番の 221 の一部、2,640 番の 225 の一部、2,640 番の 228 の一部、2,640 番の 235 の一部、2,640 番の 238 の一部、2,640 番の 244 の一部、2,640 番の 246 の一部及び 2,640 番の 298 から 2,640 番の 314 まで

横 浜 市 公 告 第 658 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 7 月 29 日 第 2022 開 1306 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 吉 田 町 893 番 地
田 中 重 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 吉 田 町 831 番 の 1 の 一 部 、 831 番 の 3 、 831 番 の 4 、 83
2 番 の 4 の 一 部 、 832 番 の 16 、 888 番 の 6 、 888 番 の 8 、 891 番
の 2 の 一 部 、 892 番 の 一 部 及 び 893 番 の 1 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 659 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2022 ・ 8 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 4 年 11 月 17 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
46.11 m
- 5 指 定 の 場 所
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 65 番 の 18 及 び 65 番 の 20
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 S u n n y S i d e
代 表 取 締 役 藤 田 陽 介

横 浜 市 公 告 第 660 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 44 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 4 年 11 月 10 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
7.16 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
49.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
旭 区 白 根 六 丁 目 571 番 の 116 地 先 か ら 571 番 の 123 地 先 ま で

横浜市公告第 661 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 32・34 号
- 2 廃止年月日
令和 4 年 11 月 17 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
99.40 m
- 5 廃止の場所
旭区東希望が丘 83 番の 5 地先から 88 番の 24 地先まで及び 90 番の
3 地先から 90 番の 4 地先まで

横浜市公告第 662 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 40・89 号
- 2 廃止年月日
令和 4 年 11 月 17 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.60 m
- 4 廃止部分の道路の延長
107.40 m
- 5 廃止の場所
戸塚区矢部町 1,368 番の 7 地先から 1,417 番の 4 地先まで

横浜市公告第 663 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 39・93 号
- 2 廃止年月日
令和 4 年 11 月 17 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
44.00 m
- 5 廃止の場所
泉区下飯田町 923 番の 7 地先から 928 番の 2 地先まで

横 浜 市 公 告 第 664 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 4 年 11 月 11 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

8.61 m

4 廃 止 の 場 所

鶴 見 区 東 寺 尾 中 台 2,023 番 の 12 及 び 13 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 665 号

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 人 名 簿 の 確 定 等

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 の 選 挙 人 名 簿 に つ い て は 、 土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 (昭 和 30 年 政 令 第 47 号) 第 21 条 第 1 項 の 縦 覧 期 間 内 に 異 議 の 申 出 が な か っ た の で 、 こ の 公 告 の 日 に お い て 確 定 す る 。

こ の 選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ た 者 が 選 挙 す べ き 委 員 の 数 は 、 次 の と お り と す る 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- | | | |
|---|-----------------------------|------|
| 1 | 委 員 の 数 | |
| | 宅 地 の 所 有 者 が 選 挙 す べ き 委 員 | 16 人 |
| 2 | 予 備 委 員 の 数 | |
| | 宅 地 の 所 有 者 が 選 挙 す べ き 委 員 | 8 人 |

交 通 局

横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 4 年 12 月 5 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

交 通 局 規 程 第 23 号

横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正
す る 規 程

横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 (平 成 27 年 3 月 交 通 局
規 程 第 6 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 第 1 項 表 中 「 374,000 」 を 「 376,000 」 に 改 め る 。

別 表 第 1 か ら 別 表 第 3 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。

別表第 1 (第 3 条)

企業職員給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	132,900	201,100	222,300	240,600	265,600	318,500	456,500	543,800
	2	134,000	203,100	224,100	242,800	267,800	321,200	459,500	546,100
	3	135,100	205,000	225,900	244,900	270,100	324,000	462,600	548,400
	4	136,100	207,100	227,800	247,100	272,300	326,800	465,600	550,700
	5	137,000	209,000	229,800	249,300	274,500	329,500	468,700	552,900
	6	138,000	210,900	231,800	251,500	276,600	332,200	471,800	555,000
	7	139,000	212,600	233,700	253,600	278,700	334,900	474,800	557,000
	8	140,100	214,200	235,700	255,700	280,800	337,700	477,700	559,000
	9	141,100	215,900	237,600	257,800	282,900	340,400	480,500	561,000
	10	142,200	217,500	239,500	259,900	285,000	343,100	482,900	563,000
	11	143,300	219,100	241,300	262,000	287,100	345,800	485,200	564,900
	12	144,400	220,800	243,200	264,200	289,300	348,600	487,400	566,700
	13	145,500	222,400	244,900	266,400	291,500	351,400	489,600	568,600
	14	146,500	224,300	246,900	268,500	293,700	354,100	491,000	570,400
	15	147,500	226,200	248,900	270,600	295,800	356,900	492,400	572,200
	16	148,600	228,000	250,800	272,700	297,900	359,700	493,800	574,000
	17	149,600	229,800	252,700	274,800	300,000	362,500	495,200	575,700
	18	150,700	231,800	254,600	277,000	302,200	365,300	496,500	577,300
	19	151,800	233,700	256,500	279,200	304,300	368,000	497,800	578,800
	20	152,800	235,700	258,500	281,500	306,300	370,700	499,100	580,200
	21	153,800	237,600	260,500	283,700	308,400	373,500	500,100	581,600
	22	154,900	239,500	262,500	285,800	310,500	376,200	501,100	582,900
	23	156,000	241,300	264,500	287,900	312,700	379,000	502,000	584,200
	24	157,100	243,200	266,500	290,000	314,900	381,800	502,800	585,400
	25	158,300	245,000	268,500	292,100	317,200	384,500	503,600	586,600
	26	159,900	246,900	270,600	294,300	319,400	387,300	504,400	587,900
	27	161,500	248,600	272,700	296,400	321,700	390,100	505,200	589,100
	28	163,100	250,500	274,700	298,400	324,000	392,900	506,100	590,400
	29	164,700	252,200	276,700	300,400	326,300	395,500	506,900	591,600
	30	166,600	254,100	278,600	302,500	328,600	398,200	507,700	592,800
	31	168,900	256,100	280,600	304,600	330,900	400,800	508,500	594,000
	32	171,100	258,000	282,600	306,700	333,200	403,400	509,300	595,300
	33	173,400	259,800	284,600	308,800	335,500	406,000	510,100	596,500
	34	175,800	261,700	286,600	311,000	337,700	408,500	510,900	597,700
	35	178,300	263,600	288,600	313,200	339,900	411,000	511,700	599,000
	36	180,800	265,500	290,600	315,500	342,000	413,500	512,600	600,200
	37	183,100	267,300	292,600	317,700	344,100	416,000	513,400	601,400
	38	184,700	269,200	294,600	320,000	346,100	418,400	514,200	602,600
	39	186,000	271,100	296,600	322,300	348,200	420,900	515,100	603,800
	40	187,400	273,000	298,600	324,600	350,200	423,400	516,000	605,100
	41	188,700	274,700	300,600	326,900	352,100	425,800	516,800	606,300
	42	190,300	276,600	302,700	329,300	354,100	428,000	517,600	607,500
	43	191,900	278,500	304,900	331,600	356,100	430,200	518,500	608,700

再任用職員以外の職員	44	193,500	280,400	307,100	333,900	358,000	432,300	519,400	610,000
	45	195,000	281,900	309,200	336,100	359,900	434,400	520,200	611,200
	46	196,600	283,700	311,300	338,300	361,700	436,400	521,000	612,400
	47	198,100	285,600	313,500	340,500	363,400	438,300	521,800	613,600
	48	199,700	287,400	315,700	342,700	365,100	440,100	522,700	614,800
	49	201,400	289,200	317,800	344,800	366,700	441,800	523,500	616,000
	50	203,300	291,000	320,000	346,800	368,200	443,500	524,300	617,200
	51	205,200	292,900	322,100	348,800	369,600	445,100	525,100	618,400
	52	207,300	294,800	324,200	350,800	371,100	446,600	526,000	619,600
	53	209,100	296,700	326,300	352,800	372,400	448,000	526,900	620,900
	54	211,000	298,600	328,400	354,700	373,700	449,300	527,700	622,100
	55	212,600	300,500	330,400	356,600	375,000	450,500	528,500	623,300
	56	214,300	302,300	332,400	358,400	376,300	451,600	529,400	624,600
	57	215,900	304,200	334,300	360,100	377,600	452,600	530,300	625,800
	58	217,600	306,200	336,300	361,500	378,800	453,500	531,100	
	59	219,400	308,100	338,200	363,000	380,000	454,400	531,900	
	60	221,300	310,000	340,100	364,400	381,100	455,200	532,700	
	61	223,000	311,800	342,000	365,800	382,100	455,900	533,600	
	62	225,100	313,500	343,800	367,100	383,100	456,600		
	63	227,100	315,200	345,500	368,300	384,100	457,300		
	64	229,100	316,800	347,200	369,500	385,000	458,000		
	65	230,900	318,500	348,800	370,600	385,900	458,600		
	66	232,900	319,800	350,300	371,600	386,700	459,200		
	67	234,900	321,000	351,700	372,600	387,400	459,900		
	68	237,000	322,300	353,100	373,500	388,100	460,600		
	69	239,000	323,400	354,400	374,300	388,800	461,300		
	70	241,000	324,600	355,700	375,100	389,400	461,900		
	71	242,800	325,700	357,000	375,900	390,000	462,600		
	72	244,800	326,800	358,200	376,600	390,700	463,300		
	73	246,700	327,800	359,300	377,300	391,400	463,900		
	74	248,600	328,900	360,300	378,000	392,000	464,500		
75	250,500	330,100	361,200	378,600	392,600	465,200			
76	252,400	331,200	362,100	379,100	393,100	465,900			
77	254,200	332,200	363,000	379,600	393,700	466,500			
78	256,100	333,100	363,800	380,100	394,200	467,200			
79	258,100	334,000	364,500	380,600	394,700	467,900			
80	260,100	334,800	365,100	381,000	395,200	468,500			
81	261,900	335,500	365,700	381,400	395,700	469,100			
82	263,900	336,200	366,400	381,900	396,100	469,800			
83	265,900	336,900	367,000	382,300	396,600	470,500			
84	267,800	337,500	367,600	382,700	397,000	471,100			
85	269,600	338,100	368,100	383,000	397,400	471,700			
86	271,600	338,700	368,500	383,400	397,900	472,300			
87	273,600	339,300	368,900	383,800	398,300	473,000			
88	275,600	339,900	369,300	384,200	398,700	473,700			
89	277,200	340,400	369,700	384,600	399,100	474,300			
90	279,100	340,900	370,100	385,100	399,500	475,000			
91	281,000	341,400	370,500	385,500	400,000	475,700			

92	282,900	341,900	370,800	385,900	400,400	476,300
93	284,800	342,500	371,200	386,200	400,800	476,900
94	285,600	343,000	371,600	386,600	401,300	477,600
95	286,300	343,400	372,000	387,000	401,700	478,300
96	286,900	343,900	372,400	387,400	402,100	479,000
97	287,400	344,400	372,700	387,800	402,500	479,600
98	287,900	344,900	373,100	388,200	402,900	480,300
99	288,400	345,400	373,400	388,700	403,400	481,000
100	288,900	345,900	373,800	389,100	403,800	481,600
101	289,300	346,300	374,100	389,500	404,200	482,200
102	289,700	346,600	374,500	389,900	404,700	482,900
103	290,100	346,900	374,800	390,300	405,100	483,600
104	290,500	347,200	375,200	390,700	405,500	484,200
105	290,900	347,500	375,500	391,100	405,900	484,900
106	291,300		375,900	391,600	406,400	485,500
107	291,700		376,300	392,100	406,800	486,200
108	292,000		376,600	392,500	407,200	486,800
109	292,300		376,900	392,800	407,600	487,500
110	292,600		377,300	393,200	408,100	488,200
111	292,900		377,700	393,700	408,500	488,800
112	293,200		378,000	394,100	408,900	489,400
113	293,600		378,400	394,500	409,300	490,100
114			378,800	395,000	409,700	490,800
115			379,200	395,400	410,200	491,400
116			379,500	395,800	410,600	492,000
117			379,900	396,100	411,000	492,700
118			380,300	396,500	411,400	493,400
119			380,700	397,000	411,900	494,100
120			381,000	397,400	412,300	494,700
121			381,400	397,800	412,700	495,300
122			381,800	398,300	413,200	
123			382,100	398,700	413,700	
124			382,500	399,100	414,100	
125			382,800	399,400	414,500	
126			383,200	399,800	414,900	
127			383,600	400,300	415,400	
128			383,900	400,700	415,800	
129			384,300	401,100	416,200	
130			384,700	401,600	416,700	
131			385,000	402,100	417,100	
132			385,300	402,500	417,500	
133			385,600	402,800	417,900	
134				403,200	418,400	
135				403,700	418,900	
136				404,100	419,300	
137				404,500	419,700	
138				405,000	420,100	
139				405,500	420,500	

	140				405,900	420,900			
	141				406,300	421,300			
	142				406,800				
	143				407,200				
	144				407,600				
	145				408,000				
	146				408,500				
	147				409,000				
	148				409,400				
	149				409,800				
再任用 職員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けてない全ての職員に適用する。

別表第 2 (第 3 条)

企業職員給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	147,500	194,800	242,600
	2	148,800	196,100	244,000
	3	150,200	197,300	245,300
	4	151,500	198,700	246,600
	5	152,700	199,900	247,800
	6	154,100	201,400	249,000
	7	155,500	202,700	250,300
	8	156,900	204,200	251,500
	9	158,600	205,500	252,600
	10	160,400	207,100	253,800
	11	162,100	208,500	255,100
	12	163,800	210,000	256,300
	13	165,500	211,300	257,300
	14	167,100	212,900	258,400
	15	169,000	214,500	259,600
	16	170,700	216,100	260,600
	17	172,200	217,400	261,800
	18	173,600	218,600	262,900
	19	175,100	219,700	264,100
	20	176,500	220,700	265,200
	21	177,900	222,000	266,200
	22	179,200	223,500	267,300
	23	180,300	225,100	268,200
	24	181,400	226,500	269,300
	25	182,500	228,200	270,300
	26	183,700	229,600	271,400
	27	184,800	231,000	272,400
	28	185,900	232,400	273,400
	29	187,200	233,800	274,400
	30	188,100	235,000	275,500
	31	189,300	236,400	276,500
	32	190,300	237,700	277,600
	33	191,600	238,900	278,400
	34	192,400	240,200	279,500

35	193,300	241,600	280,500
36	194,500	242,900	281,600
37	195,300	244,200	282,300
38	196,300	245,400	283,100
39	197,100	246,800	284,000
40	198,200	248,100	284,900
41	199,000	249,300	285,800
42	200,100	250,500	286,700
43	201,200	251,700	287,700
44	202,300	252,900	288,600
45	203,400	254,000	289,400
46	204,500	255,100	290,200
47	205,900	256,300	291,000
48	207,200	257,400	291,900
49	208,400	258,700	292,700
50	209,600	259,800	293,600
51	210,800	261,000	294,400
52	212,000	262,000	295,300
53	212,900	263,100	296,000
54	214,300	264,200	296,700
55	215,500	265,400	297,500
56	216,700	266,500	298,200
57	217,800	267,500	299,000
58	219,000	268,500	299,800
59	220,200	269,500	300,500
60	221,500	270,600	301,300
61	222,500	271,600	301,800
62	223,600	272,700	302,500
63	224,700	273,700	303,200
64	225,900	274,800	303,800
65	227,000	275,600	304,500
66	228,300	276,400	305,100
67	229,500	277,100	305,600
68	230,500	278,000	306,200
69	231,700	278,800	306,800
70	232,800	279,500	307,300
71	234,000	280,300	308,100
72	235,200	281,000	308,300
73	236,400	281,900	308,500

再

任
用
職
員
以
外
の
職
員

74	237,400	282,600	309,000
75	238,300	283,400	309,500
76	239,200	284,200	309,900
77	240,300	284,900	310,200
78	241,200	285,500	310,600
79	242,200	286,100	311,000
80	243,200	286,600	311,300
81	244,200	287,100	311,800
82	245,100	287,600	312,200
83	246,000	288,200	312,500
84	246,800	288,800	312,900
85	247,800	289,200	313,300
86	248,600	289,800	313,600
87	249,400	290,400	314,000
88	250,200	290,900	314,400
89	251,000	291,300	314,700
90	251,400	291,800	315,000
91	252,000	292,200	315,400
92	252,600	292,700	315,800
93	252,900	293,200	316,100
94	253,300	293,600	316,400
95	253,800	294,100	316,800
96	254,300	294,500	317,200
97	254,900	294,900	317,400
98	255,400	295,400	317,800
99	255,900	295,800	318,200
100	256,300	296,300	318,600
101	256,700	296,700	318,800
102	257,000	297,000	
103	257,300	297,400	
104	257,600	297,800	
105	258,000	298,100	
106	258,400	298,500	
107	258,800	298,900	
108	259,200	299,200	
109	259,400	299,600	
110	259,800	300,000	
111	260,200	300,300	
112	260,600	300,700	

113	261,000	301,000
114	261,300	301,400
115	261,700	301,700
116	262,100	302,100
117	262,300	302,400
118	262,600	302,700
119	262,800	303,100
120	263,100	303,500
121	263,500	303,700
122	263,700	304,100
123	264,000	304,500
124	264,300	304,800
125	264,600	305,000
126	264,900	305,400
127	265,200	305,700
128	265,500	306,100
129	265,800	306,300
130	266,100	306,600
131	266,300	307,000
132	266,600	307,400
133	266,900	307,500
134	267,200	
135	267,500	
136	267,800	
137	268,100	
138	268,400	
139	268,700	
140	269,000	
141	269,200	
142	269,500	
143	269,800	
144	270,100	
145	270,200	
146	270,500	
147	270,800	
148	271,100	
149	271,200	
150	271,400	
151	271,700	

	152	272,000		
	153	272,100		
	154	272,400		
	155	272,700		
	156	273,000		
	157	273,100		
再任用 職員		183,600	210,700	246,800

備考 この給料表は、運輸職員（業務員の職種にある者を除く。）、運輸事務職員及び運輸技術職員のうち、平成23年度以降に採用された職員に適用する。

別表第 3 (第 3 条)

企業職員給料表(三)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	119,300	178,000	197,900
	2	120,100	179,900	199,500
	3	120,900	181,900	201,200
	4	121,800	183,700	202,900
	5	122,600	185,700	204,600
	6	123,400	187,300	206,400
	7	124,300	189,000	208,300
	8	125,200	190,500	209,900
	9	126,300	192,100	211,800
	10	127,700	193,800	213,600
	11	128,900	195,600	215,500
	12	130,100	197,300	217,400
	13	131,500	199,300	218,800
	14	132,700	201,000	220,700
	15	134,000	202,900	222,500
	16	135,200	204,600	224,300
	17	136,100	206,100	226,200
	18	137,000	208,100	227,900
	19	138,000	210,100	229,700
	20	139,000	211,900	231,600
	21	139,800	213,800	233,400
	22	140,700	215,600	235,200
	23	141,700	217,400	236,900
	24	142,500	219,100	238,800
	25	143,600	221,000	240,800
	26	145,000	222,800	242,700
	27	146,400	224,500	244,600
	28	147,800	226,400	246,500
	29	149,400	228,000	248,300
	30	150,800	229,700	250,000
	31	152,300	231,600	251,900
	32	153,800	233,400	253,700
	33	155,500	234,900	255,600
	34	157,100	236,800	257,500

35	159,000	238,500	259,400
36	160,800	240,200	261,200
37	162,300	242,000	263,000
38	163,600	243,700	264,800
39	164,800	245,500	266,600
40	166,100	247,300	268,400
41	167,300	249,000	270,300
42	168,900	250,800	272,300
43	170,600	252,500	274,300
44	172,200	254,200	276,200
45	173,600	255,800	278,300
46	175,400	257,500	280,300
47	177,100	259,200	282,100
48	178,600	260,900	284,300
49	180,400	262,500	286,400
50	182,300	264,200	288,300
51	184,300	265,900	290,400
52	186,000	267,700	292,300
53	188,000	269,400	294,200
54	189,800	271,200	296,100
55	191,600	272,900	297,900
56	193,000	274,700	299,900
57	194,700	276,400	301,600
58	196,400	278,300	303,600
59	198,400	279,800	305,500
60	200,300	281,600	307,400
61	201,900	283,400	309,000
62	203,800	284,900	310,700
63	205,600	286,400	312,400
64	207,500	287,800	314,000
65	209,300	289,500	315,600
66	211,200	290,600	316,900
67	213,400	291,800	318,300
68	215,200	293,000	319,600
69	217,200	294,000	321,000
70	218,900	295,000	322,200
71	220,800	296,000	323,400
72	222,600	297,000	324,500
73	224,400	297,900	325,700

再任用職員以外の職員

74	226,400	299,000	326,600
75	228,000	299,900	327,600
76	229,800	300,900	328,700
77	231,600	302,000	329,300
78	233,200	302,700	330,100
79	235,100	303,500	330,800
80	237,000	304,200	331,600
81	238,700	305,100	331,900
82	240,400	305,600	332,600
83	242,200	306,100	333,200
84	244,000	306,600	333,900
85	245,700	307,400	334,400
86	247,600	307,900	334,700
87	249,500	308,400	335,100
88	251,300	308,900	335,500
89	252,900	309,600	335,800
90	254,700	310,100	336,200
91	256,500	310,500	336,500
92	258,200	310,900	336,900
93	260,000	311,300	337,100
94	260,500	311,800	337,500
95	260,800	312,200	337,800
96	261,200	312,700	338,200
97	261,800	313,100	338,500
98	262,300	313,600	338,900
99	262,800	314,100	339,200
100	263,300	314,500	339,500
101	263,500	314,800	339,900
102	263,800	315,200	340,300
103	264,000	315,600	340,700
104	264,200	315,800	341,000
105	264,700	316,100	341,200
106	265,100		341,500
107	265,500		341,900
108	265,800		342,200
109	266,000		342,400
110	266,300		342,800
111	266,600		343,200
112	266,900		343,600

	113	267, 100		343, 800
	114			344, 200
	115			344, 600
	116			344, 900
	117			345, 200
	118			345, 600
	119			346, 000
	120			346, 400
	121			346, 700
	122			347, 000
	123			347, 400
	124			347, 700
	125			348, 000
	126			348, 300
	127			348, 700
	128			349, 100
	129			349, 400
	130			349, 800
	131			350, 000
	132			350, 300
	133			350, 600
再任用 職員		183, 600	210, 700	246, 800

備考 この給料表は、運輸職員（業務員の職種にある者を除く。）、運輸事務職員及び運輸技術職員のうち、別表第2の適用を受けない職員に適用する。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(適 用)

- 2 改正後の横浜市交通局企業職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(給 与 の 内 払)

- 3 新給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、それぞれ新給与規程の規定による給与の内払とみなす。

交通局公告第 8 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 4 年 11 月 4 日懲戒処分に付した

。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	浅川竜郎	停職 2 箇月
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	清野篤	戒告
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	森山達朗	戒告

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 1 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第 14 号（令和 4 年 12 月 1 日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 医療局病院経営本部行政職員給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	132,900	201,100	222,300	240,900	265,600	318,500	456,500	543,800
	2	134,000	203,100	224,100	243,100	267,800	321,200	459,500	546,100
	3	135,100	205,000	225,900	245,200	270,100	324,000	462,600	548,400
	4	136,100	207,100	227,800	247,400	272,300	326,800	465,600	550,700
	5	137,000	209,000	229,800	249,600	274,500	329,500	468,700	552,900
	6	138,000	210,900	231,800	251,800	276,600	332,200	471,800	555,000
	7	139,000	212,600	233,700	253,900	278,700	334,900	474,800	557,000
	8	140,100	214,200	235,700	256,000	280,800	337,700	477,700	559,000
	9	141,100	215,900	237,600	258,100	282,900	340,400	480,500	561,000
	10	142,200	217,500	239,500	260,200	285,000	343,100	482,900	563,000
	11	143,300	219,100	241,300	262,300	287,100	345,800	485,200	564,900
	12	144,400	220,800	243,200	264,500	289,300	348,600	487,400	566,700
	13	145,500	222,400	244,900	266,700	291,500	351,400	489,600	568,600
	14	146,500	224,300	246,900	268,800	293,700	354,100	491,000	570,400
	15	147,500	226,200	248,900	270,900	295,800	356,900	492,400	572,200
	16	148,600	228,000	250,800	273,000	297,900	359,700	493,800	574,000
	17	149,600	229,800	252,700	275,100	300,000	362,500	495,200	575,700
	18	150,700	231,800	254,600	277,300	302,200	365,300	496,500	577,300
	19	151,800	233,700	256,500	279,500	304,300	368,000	497,800	578,800
	20	152,800	235,700	258,500	281,800	306,300	370,700	499,100	580,200
	21	153,800	237,600	260,500	284,000	308,400	373,500	500,100	581,600
	22	154,900	239,500	262,500	286,100	310,500	376,200	501,100	582,900
23	156,000	241,300	264,500	288,200	312,700	379,000	502,000	584,200	

24	157,100	243,200	266,500	290,300	314,900	381,800	502,800	585,400
25	158,300	245,000	268,500	292,400	317,200	384,500	503,600	586,600
26	159,900	246,900	270,600	294,600	319,400	387,300	504,400	587,900
27	161,500	248,600	272,700	296,700	321,700	390,100	505,200	589,100
28	163,100	250,500	274,700	298,700	324,000	392,900	506,100	590,400
29	164,700	252,200	276,700	300,700	326,300	395,500	506,900	591,600
30	166,600	254,100	278,600	302,800	328,600	398,200	507,700	592,800
31	168,900	256,100	280,600	304,900	330,900	400,800	508,500	594,000
32	171,100	258,000	282,600	307,000	333,200	403,400	509,300	595,300
33	173,400	259,800	284,600	309,100	335,500	406,000	510,100	596,500
34	175,800	261,700	286,600	311,300	337,700	408,500	510,900	597,700
35	178,300	263,600	288,600	313,500	339,900	411,000	511,700	599,000
36	180,800	265,500	290,600	315,800	342,000	413,500	512,600	600,200
37	183,100	267,300	292,600	318,000	344,100	416,000	513,400	601,400
38	184,700	269,200	294,600	320,300	346,100	418,400	514,200	602,600
39	186,000	271,100	296,600	322,600	348,200	420,900	515,100	603,800
40	187,400	273,000	298,600	324,900	350,200	423,400	516,000	605,100
41	188,700	274,700	300,600	326,900	352,100	425,800	516,800	606,300
42	190,300	276,600	302,700	329,300	354,100	428,000	517,600	607,500
43	191,900	278,500	304,900	331,600	356,100	430,200	518,500	608,700
44	193,500	280,400	307,100	333,900	358,000	432,300	519,400	610,000
45	195,000	281,900	309,200	336,100	359,900	434,400	520,200	611,200
46	196,600	283,700	311,300	338,300	361,700	436,400	521,000	612,400
47	198,100	285,600	313,500	340,500	363,400	438,300	521,800	613,600
48	199,700	287,400	315,700	342,700	365,100	440,100	522,700	614,800
49	201,400	289,200	317,800	344,800	366,700	441,800	523,500	616,000
50	203,300	291,000	320,000	346,800	368,200	443,500	524,300	617,200
51	205,200	292,900	322,100	348,800	369,600	445,100	525,100	618,400
52	207,300	294,800	324,200	350,800	371,100	446,600	526,000	619,600
53	209,100	296,700	326,300	352,800	372,400	448,000	526,900	620,900

54	211,000	298,600	328,400	354,700	373,700	449,300	527,700	622,100
55	212,600	300,500	330,400	356,600	375,000	450,500	528,500	623,300
56	214,300	302,300	332,400	358,400	376,300	451,600	529,400	624,600
57	215,900	304,200	334,300	360,100	377,600	452,600	530,300	625,800
58	217,600	306,200	336,300	361,500	378,800	453,500	531,100	
59	219,400	308,100	338,200	363,000	380,000	454,400	531,900	
60	221,300	310,000	340,100	364,400	381,100	455,200	532,700	
61	223,000	311,800	342,000	365,800	382,100	455,900	533,600	
62	225,100	313,500	343,800	367,100	383,100	456,600		
63	227,100	315,200	345,500	368,300	384,100	457,300		
64	229,100	316,800	347,200	369,500	385,000	458,000		
65	230,900	318,500	348,800	370,600	385,900	458,600		
66	232,900	319,800	350,300	371,600	386,700	459,200		
67	234,900	321,000	351,700	372,600	387,400	459,900		
68	237,000	322,300	353,100	373,500	388,100	460,600		
69	239,000	323,400	354,400	374,300	388,800	461,300		
70	241,000	324,600	355,700	375,100	389,400	461,900		
71	242,800	325,700	357,000	375,900	390,000	462,600		
72	244,800	326,800	358,200	376,600	390,700	463,300		
73	246,700	327,800	359,300	377,300	391,400	463,900		
74	248,600	328,900	360,300	378,000	392,000	464,500		
75	250,500	330,100	361,200	378,600	392,600	465,200		
76	252,400	331,200	362,100	379,100	393,100	465,900		
77	254,200	332,200	363,000	379,600	393,700	466,500		
78	256,100	333,100	363,800	380,100	394,200	467,200		
79	258,100	334,000	364,500	380,600	394,700	467,900		
80	260,100	334,800	365,100	381,000	395,200	468,500		
81	261,900	335,500	365,700	381,400	395,700	469,100		
82	263,900	336,200	366,400	381,900	396,100	469,800		
83	265,900	336,900	367,000	382,300	396,600	470,500		

84	267,800	337,500	367,600	382,700	397,000	471,100
85	269,600	338,100	368,100	383,000	397,400	471,700
86	271,600	338,700	368,500	383,400	397,900	472,300
87	273,600	339,300	368,900	383,800	398,300	473,000
88	275,600	339,900	369,300	384,200	398,700	473,700
89	277,200	340,400	369,700	384,600	399,100	474,300
90	279,100	340,900	370,100	385,100	399,500	475,000
91	281,000	341,400	370,500	385,500	400,000	475,700
92	282,900	341,900	370,800	385,900	400,400	476,300
93	284,800	342,500	371,200	386,200	400,800	476,900
94	285,600	343,000	371,600	386,600	401,300	477,600
95	286,300	343,400	372,000	387,000	401,700	478,300
96	286,900	343,900	372,400	387,400	402,100	479,000
97	287,400	344,400	372,700	387,800	402,500	479,600
98	287,900	344,900	373,100	388,200	402,900	480,300
99	288,400	345,400	373,400	388,700	403,400	481,000
100	288,900	345,900	373,800	389,100	403,800	481,600
101	289,300	346,300	374,100	389,500	404,200	482,200
102	289,700	346,600	374,500	389,900	404,700	482,900
103	290,100	346,900	374,800	390,300	405,100	483,600
104	290,500	347,200	375,200	390,700	405,500	484,200
105	290,900	347,500	375,500	391,100	405,900	484,900
106	291,300		375,900	391,600	406,400	485,500
107	291,700		376,300	392,100	406,800	486,200
108	292,000		376,600	392,500	407,200	486,800
109	292,300		376,900	392,800	407,600	487,500
110	292,600		377,300	393,200	408,100	488,200
111	292,900		377,700	393,700	408,500	488,800
112	293,200		378,000	394,100	408,900	489,400
113	293,600		378,400	394,500	409,300	490,100

114	378,800	395,000	409,700	490,800
115	379,200	395,400	410,200	491,400
116	379,500	395,800	410,600	492,000
117	379,900	396,100	411,000	492,700
118	380,300	396,500	411,400	493,400
119	380,700	397,000	411,900	494,100
120	381,000	397,400	412,300	494,700
121	381,400	397,800	412,700	495,300
122	381,800	398,300	413,200	
123	382,100	398,700	413,700	
124	382,500	399,100	414,100	
125	382,800	399,400	414,500	
126	383,200	399,800	414,900	
127	383,600	400,300	415,400	
128	383,900	400,700	415,800	
129	384,300	401,100	416,200	
130	384,700	401,600	416,700	
131	385,000	402,100	417,100	
132	385,300	402,500	417,500	
133	385,600	402,800	417,900	
134		403,200	418,400	
135		403,700	418,900	
136		404,100	419,300	
137		404,500	419,700	
138		405,000	420,100	
139		405,500	420,500	
140		405,900	420,900	
141		406,300	421,300	
142		406,800		
143		407,200		

144				407,600					
145				408,000					
146				408,500					
147				409,000					
148				409,400					
149				409,800					
150									
151									
152									
153									
再 任 用 職 員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。

別表第 2 医療局病院経営本部医療職員給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	213,300	350,300	393,200	423,200	555,400
2	215,500	354,000	395,900	425,500	557,800
3	217,700	357,700	398,500	427,800	560,300
4	219,900	361,200	401,100	430,200	562,700
5	222,200	364,700	403,600	432,300	565,000
6	224,500	368,400	406,300	434,700	567,200
7	226,900	372,100	408,900	437,000	569,300
8	229,200	375,800	411,500	439,300	571,400
9	231,200	379,500	414,000	441,700	573,400
10	233,800	382,800	416,600	444,100	575,300
11	236,500	386,100	419,100	446,400	577,300
12	239,100	389,400	421,600	448,700	579,200
13	241,700	392,500	423,800	451,100	581,100
14	244,600	394,900	426,200	453,300	583,000
15	247,500	397,200	428,500	455,500	584,900
16	250,400	399,500	430,800	457,800	586,900
17	253,400	401,700	433,000	460,000	588,700
18	256,100	403,900	435,300	462,300	590,400
19	258,800	406,100	437,600	464,500	592,000
20	261,300	408,400	440,000	466,700	593,700
21	263,800	410,300	442,200	469,100	595,200
22	267,400	412,600	444,500	471,300	596,400
23	270,800	414,800	446,900	473,500	597,700
24	274,400	417,000	449,200	475,800	598,900
25	277,900	419,300	451,300	477,800	600,200
26	281,200	421,400	453,600	480,000	601,500
27	284,700	423,500	455,800	482,300	602,700

28	287,700	425,700	458,100	484,500	604,000
29	290,800	427,700	460,200	486,600	605,200
30	293,900	429,900	462,500	488,700	606,500
31	297,100	432,000	464,900	490,900	607,700
32	300,400	434,100	467,200	493,300	609,000
33	303,800	436,300	469,600	495,400	610,300
34	307,000	438,400	471,700	497,500	611,500
35	310,300	440,500	473,700	499,900	612,800
36	313,700	442,700	475,700	502,100	614,000
37	316,800	444,700	477,800	504,200	615,300
38	320,000	446,800	480,100	506,300	616,500
39	323,200	448,800	482,500	508,300	617,800
40	326,400	450,900	484,800	510,400	619,100
41	329,400	453,000	486,900	512,500	620,300
42	332,300	454,600	489,200	514,400	621,600
43	335,200	456,300	491,400	516,400	622,900
44	338,100	457,900	493,600	518,300	624,100
45	340,800	459,400	495,700	520,400	625,300
46	343,600	460,900	497,400	522,200	626,500
47	346,500	462,300	499,000	524,100	627,800
48	349,300	463,800	500,600	525,900	629,100
49	352,200	465,100	502,100	527,500	630,300
50	354,900	466,600	503,600	529,000	631,600
51	357,600	468,100	505,200	530,600	632,900
52	360,300	469,500	506,700	532,100	634,100
53	363,000	470,800	508,200	533,700	635,400
54	365,700	471,400	509,000	535,000	636,700
55	368,400	471,900	509,800	536,200	637,900
56	371,200	472,500	510,500	537,500	639,200
57	373,700	473,200	511,300	538,700	640,400
58	375,400		512,100	539,600	

59	377,200	512,900	540,500
60	378,900	513,600	541,400
61	380,200	514,400	542,300
62	381,400	515,200	543,000
63	382,700	516,000	543,700
64	384,000	516,800	544,400
65	385,000	517,500	545,000
66	386,200	518,300	545,600
67	387,400	519,100	546,300
68	388,500	519,900	547,000
69	389,700	520,600	547,600
70	390,300	521,400	548,300
71	390,800	522,200	549,000
72	391,400	523,000	549,600
73	391,800	523,800	550,200
74			550,900
75			551,600
76			552,300
77			552,800

備考 この表は、医師及び歯科医師で、別に定めるものに適用する。

別表第 4 及び別表第 5 を次のように改める。

別表第 4 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,300	201,100	222,300	240,900	265,600	318,500	456,500
	2	159,900	203,100	224,100	243,100	267,800	321,200	459,500
	3	161,500	205,000	225,900	245,200	270,100	324,000	462,600
	4	163,100	207,100	227,800	247,400	272,300	326,800	465,600
	5	164,700	209,000	229,800	249,600	274,500	329,500	468,700
	6	166,600	210,900	231,800	251,800	276,600	332,200	471,800
	7	168,900	212,600	233,700	253,900	278,700	334,900	474,800
	8	171,100	214,200	235,700	256,000	280,800	337,700	477,700
	9	173,400	215,900	237,600	258,100	282,900	340,400	480,500
	10	175,800	217,500	239,500	260,200	285,000	343,100	482,900
	11	178,300	219,100	241,300	262,300	287,100	345,800	485,200
	12	180,800	220,800	243,200	264,500	289,300	348,600	487,400
	13	183,100	222,400	244,900	266,700	291,500	351,400	489,600
	14	184,700	224,300	246,900	268,800	293,700	354,100	491,000
	15	186,000	226,200	248,900	270,900	295,800	356,900	492,400
	16	187,400	228,000	250,800	273,000	297,900	359,700	493,800
	17	188,700	229,800	252,700	275,100	300,000	362,500	495,200
	18	190,300	231,800	254,600	277,300	302,200	365,300	496,500
	19	191,900	233,700	256,500	279,500	304,300	368,000	497,800
	20	193,500	235,700	258,500	281,800	306,300	370,700	499,100
	21	195,000	237,600	260,500	284,000	308,400	373,500	500,100
	22	196,600	239,500	262,500	286,100	310,500	376,200	501,100
	23	198,100	241,300	264,500	288,200	312,700	379,000	502,000
	24	199,700	243,200	266,500	290,300	314,900	381,800	502,800
25	201,400	245,000	268,500	292,400	317,200	384,500	503,600	

26	203,300	246,900	270,600	294,600	319,400	387,300	504,400
27	205,200	248,600	272,700	296,700	321,700	390,100	505,200
28	207,300	250,500	274,700	298,700	324,000	392,900	506,100
29	209,100	252,200	276,700	300,700	326,300	395,500	506,900
30	211,000	254,100	278,600	302,800	328,600	398,200	507,700
31	212,600	256,100	280,600	304,900	330,900	400,800	508,500
32	214,300	258,000	282,600	307,000	333,200	403,400	509,300
33	215,900	259,800	284,600	309,100	335,500	406,000	510,100
34	217,600	261,700	286,600	311,300	337,700	408,500	510,900
35	219,400	263,600	288,600	313,500	339,900	411,000	511,700
36	221,300	265,500	290,600	315,800	342,000	413,500	512,600
37	223,000	267,300	292,600	318,000	344,100	416,000	513,400
38	225,100	269,200	294,600	320,300	346,100	418,400	514,200
39	227,100	271,100	296,600	322,600	348,200	420,900	515,100
40	229,100	273,000	298,600	324,900	350,200	423,400	516,000
41	230,900	274,700	300,600	326,900	352,100	425,800	516,800
42	232,900	276,600	302,700	329,300	354,100	428,000	517,600
43	234,900	278,500	304,900	331,600	356,100	430,200	518,500
44	237,000	280,400	307,100	333,900	358,000	432,300	519,400
45	239,000	281,900	309,200	336,100	359,900	434,400	520,200
46	241,000	283,700	311,300	338,300	361,700	436,400	521,000
47	242,800	285,600	313,500	340,500	363,400	438,300	521,800
48	244,800	287,400	315,700	342,700	365,100	440,100	522,700
49	246,700	289,200	317,800	344,800	366,700	441,800	523,500
50	248,600	291,000	320,000	346,800	368,200	443,500	524,300
51	250,500	292,900	322,100	348,800	369,600	445,100	525,100
52	252,400	294,800	324,200	350,800	371,100	446,600	526,000
53	254,200	296,700	326,300	352,800	372,400	448,000	526,900
54	256,100	298,600	328,400	354,700	373,700	449,300	527,700
55	258,100	300,500	330,400	356,600	375,000	450,500	528,500

56	260,100	302,300	332,400	358,400	376,300	451,600	529,400
57	261,900	304,200	334,300	360,100	377,600	452,600	530,300
58	263,900	306,200	336,300	361,500	378,800	453,500	531,100
59	265,900	308,100	338,200	363,000	380,000	454,400	531,900
60	267,800	310,000	340,100	364,400	381,100	455,200	532,700
61	269,600	311,800	342,000	365,800	382,100	455,900	533,600
62	271,600	313,500	343,800	367,100	383,100	456,600	
63	273,600	315,200	345,500	368,300	384,100	457,300	
64	275,600	316,800	347,200	369,500	385,000	458,000	
65	277,200	318,500	348,800	370,600	385,900	458,600	
66	279,100	319,800	350,300	371,600	386,700	459,200	
67	281,000	321,000	351,700	372,600	387,400	459,900	
68	282,900	322,300	353,100	373,500	388,100	460,600	
69	284,800	323,400	354,400	374,300	388,800	461,300	
70	285,600	324,600	355,700	375,100	389,400	461,900	
71	286,300	325,700	357,000	375,900	390,000	462,600	
72	286,900	326,800	358,200	376,600	390,700	463,300	
73	287,400	327,800	359,300	377,300	391,400	463,900	
74	287,900	328,900	360,300	378,000	392,000	464,500	
75	288,400	330,100	361,200	378,600	392,600	465,200	
76	288,900	331,200	362,100	379,100	393,100	465,900	
77	289,300	332,200	363,000	379,600	393,700	466,500	
78	289,700	333,100	363,800	380,100	394,200	467,200	
79	290,100	334,000	364,500	380,600	394,700	467,900	
80	290,500	334,800	365,100	381,000	395,200	468,500	
81	290,900	335,500	365,700	381,400	395,700	469,100	
82	291,300	336,200	366,400	381,900	396,100	469,800	
83	291,700	336,900	367,000	382,300	396,600	470,500	
84	292,000	337,500	367,600	382,700	397,000	471,100	
85	292,300	338,100	368,100	383,000	397,400	471,700	

86	292,600	338,700	368,500	383,400	397,900	472,300
87	292,900	339,300	368,900	383,800	398,300	473,000
88	293,200	339,900	369,300	384,200	398,700	473,700
89	293,600	340,400	369,700	384,600	399,100	474,300
90		340,900	370,100	385,100	399,500	475,000
91		341,400	370,500	385,500	400,000	475,700
92		341,900	370,800	385,900	400,400	476,300
93		342,500	371,200	386,200	400,800	476,900
94		343,000	371,600	386,600	401,300	477,600
95		343,400	372,000	387,000	401,700	478,300
96		343,900	372,400	387,400	402,100	479,000
97		344,400	372,700	387,800	402,500	479,600
98		344,900	373,100	388,200	402,900	480,300
99		345,400	373,400	388,700	403,400	481,000
100		345,900	373,800	389,100	403,800	481,600
101		346,300	374,100	389,500	404,200	482,200
102		346,600	374,500	389,900	404,700	482,900
103		346,900	374,800	390,300	405,100	483,600
104		347,200	375,200	390,700	405,500	484,200
105		347,500	375,500	391,100	405,900	484,900
106			375,900	391,600	406,400	485,500
107			376,300	392,100	406,800	486,200
108			376,600	392,500	407,200	486,800
109			376,900	392,800	407,600	487,500
110			377,300	393,200	408,100	488,200
111			377,700	393,700	408,500	488,800
112			378,000	394,100	408,900	489,400
113			378,400	394,500	409,300	490,100
114			378,800	395,000	409,700	490,800
115			379,200	395,400	410,200	491,400

116	379,500	395,800	410,600	492,000
117	379,900	396,100	411,000	492,700
118	380,300	396,500	411,400	493,400
119	380,700	397,000	411,900	494,100
120	381,000	397,400	412,300	494,700
121	381,400	397,800	412,700	495,300
122	381,800	398,300	413,200	
123	382,100	398,700	413,700	
124	382,500	399,100	414,100	
125	382,800	399,400	414,500	
126	383,200	399,800	414,900	
127	383,600	400,300	415,400	
128	383,900	400,700	415,800	
129	384,300	401,100	416,200	
130	384,700	401,600	416,700	
131	385,000	402,100	417,100	
132	385,300	402,500	417,500	
133	385,600	402,800	417,900	
134		403,200	418,400	
135		403,700	418,900	
136		404,100	419,300	
137		404,500	419,700	
138		405,000	420,100	
139		405,500	420,500	
140		405,900	420,900	
141		406,300	421,300	
142		406,800		
143		407,200		
144		407,600		
145		408,000		

	146				408,500			
	147				409,000			
	148				409,400			
	149				409,800			
	150							
	151							
	152							
	153							
再任用職員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で、別に定めるものに適用する。

別表第 5 医療局病院経営本部技能職員等給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円
	1	132,900	201,100	220,000
	2	134,000	203,100	221,800
	3	135,100	205,000	223,600
	4	136,100	207,100	225,400
	5	137,000	209,000	227,400
	6	138,000	210,900	229,400
	7	139,000	212,600	231,300
	8	140,100	214,200	233,200
	9	141,100	215,900	235,100
	10	142,200	217,500	237,000
	11	143,300	219,100	238,900
	12	144,400	220,800	240,700
	13	145,500	222,400	242,400
	14	146,500	224,300	244,400
	15	147,500	226,200	246,400
	16	148,600	228,000	248,200
	17	149,600	229,800	250,100
	18	150,700	231,800	252,000
	19	151,800	233,700	253,800
	20	152,800	235,700	255,800
	21	153,800	237,600	257,800
	22	154,900	239,500	259,800
	23	156,000	241,300	261,700
	24	157,100	243,200	263,700
	25	158,300	245,000	265,700
26	159,900	246,900	267,800	

27	161,500	248,600	269,800
28	163,100	250,500	271,800
29	164,700	252,200	273,800
30	166,600	254,100	275,800
31	168,900	256,100	277,700
32	171,100	258,000	279,700
33	173,400	259,800	281,700
34	175,800	261,700	283,700
35	178,300	263,600	285,600
36	180,800	265,500	287,600
37	183,100	267,300	289,600
38	184,700	269,200	291,600
39	186,000	271,100	293,500
40	187,400	273,000	295,500
41	188,700	274,700	297,500
42	190,300	276,600	299,600
43	191,900	278,500	301,700
44	193,500	280,400	303,900
45	195,000	281,900	306,000
46	196,600	283,700	308,100
47	198,100	285,600	310,300
48	199,700	287,400	312,400
49	201,400	289,200	314,500
50	203,300	291,000	316,700
51	205,200	292,900	318,800
52	207,300	294,800	320,900
53	209,100	296,700	322,900
54	211,000	298,600	325,000
55	212,600	300,500	327,000
56	214,300	302,300	329,000

57	215,900	304,200	330,800
58	217,600	306,200	332,800
59	219,400	308,100	334,700
60	221,300	310,000	336,600
61	223,000	311,800	338,400
62	225,100	313,500	340,200
63	227,100	315,200	341,900
64	229,100	316,800	343,600
65	230,900	318,500	345,200
66	232,900	319,800	346,700
67	234,900	321,000	348,000
68	237,000	322,300	349,500
69	239,000	323,400	350,700
70	241,000	324,600	352,000
71	242,800	325,700	353,300
72	244,800	326,800	354,500
73	246,700	327,800	355,500
74	248,600	328,900	356,500
75	250,500	330,100	357,500
76	252,400	331,200	358,300
77	254,200	332,200	359,300
78	256,100	333,100	360,000
79	258,100	334,000	360,700
80	260,100	334,800	361,300
81	261,900	335,500	361,900
82	263,900	336,200	362,600
83	265,900	336,900	363,200
84	267,800	337,500	363,700
85	269,600	338,100	364,300
86	271,600	338,700	364,700

87	273,600	339,300	365,100
88	275,600	339,900	365,400
89	277,200	340,400	365,800
90	279,100	340,900	366,200
91	281,000	341,400	366,600
92	282,900	341,900	367,000
93	284,800	342,500	367,400
94	285,700	343,000	367,700
95	286,500	343,400	368,100
96	287,300	343,900	368,500
97	288,000	344,400	368,800
98	288,700	344,900	369,200
99	289,300	345,400	369,500
100	289,900	345,900	369,900
101	290,600	346,300	370,200
102	291,200	346,600	370,600
103	291,800	346,900	370,900
104	292,500	347,200	371,300
105	293,200	347,500	371,600
106	293,800		371,900
107	294,400		372,400
108	295,000		372,700
109	295,600		373,000
110	296,100		373,400
111	296,600		373,700
112	297,200		374,000
113	297,800		374,400
114	298,200		374,800
115	298,700		375,300
116	299,100		375,600

117	299,400	375,900
118	299,700	376,300
119	300,000	376,700
120	300,300	377,000
121	300,700	377,400
122	301,000	377,800
123	301,300	378,100
124	301,600	378,500
125	302,000	378,800
126	302,300	379,200
127	302,600	379,600
128	302,900	379,900
129	303,300	380,300
130		380,700
131		381,000
132		381,300
133		381,600
134		
135		
136		
137		
138		
139		
140		
141		
142		
143		
144		
145		
146		

	147			
	148			
	149			
	150			
	151			
	152			
	153			
再任用職員		183,600	210,700	246,800

備考 この表は、自動車の運転・整備、ボイラー等の機械の操作・保守等の業務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、別に定めるものに適用する。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(適 用)

- 2 この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(給 与 の 内 払)

- 3 新給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新給与規程の規定による給与の内払とみなす。

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 1 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第 15 号（令和 4 年 12 月 1 日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成 24 年 5 月病院経営局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に、「100 分の 112.5」を「100 分の 117.5」に、「100 分の 225」を「100 分の 220」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

別表第 2 第 1 号の表中

「

100 分の 110.9
100 分の 110.3
100 分の 112.0
100 分の 92.5
100 分の 92.5
100 分の 110.3
100 分の 112.0
100 分の 92.5
100 分の 92.5
100 分の 110.9
100 分の 110.3
100 分の 112.0
100 分の 92.5
100 分の 92.5

を

100 分の 115.8
100 分の 115.2
100 分の 117.0
100 分の 97.5
100 分の 97.5
100 分の 115.2
100 分の 117.0
100 分の 97.5
100 分の 97.5
100 分の 115.8
100 分の 115.2
100 分の 117.0
100 分の 97.5
100 分の 97.5

に改め、

100 分の 110.9
100 分の 110.3

100 分の 115.8
100 分の 115.2

同表第 2 号の表中

100 分の 57.5
100 分の 47.5
100 分の 57.5
100 分の 47.5

を

100 分の 60.0
100 分の 50.0
100 分の 60.0
100 分の 50.0

に改める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(令 和 4 年 12 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 に 対 し て 支 給 す る 勤 勉 手 当 に 関 す る 特 例 措 置)
- 2 令 和 4 年 12 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 (同 日 前 1 箇 月 以 内 に 退 職 し 、 若 し く は 失 職 し 、 又 は 死 亡 し た 職 員 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) に 対 し て 支 給 す る 同 日 に 係 る 勤 勉 手 当 に 関 す る こ の 規 程 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 程 (以 下 「 新 期 末 ・ 勤 勉 手 当 規 程 」 と い う 。) 第 13 条 第 2 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 同 項 第 1 号 中 「 100 分 の 97.5 」 と あ る の は 「 100 分 の 102.5 」 と 、 「 100 分 の 117.5 」 と あ る の は 「 100 分 の 122.5 」 と 、 「 100 分 の 220 」 と あ る の は 「 100 分 の 225 」 と 、 同 項 第 2 号 中 「 100 分 の 50 」 と あ る の は 「 100 分 の 52.5 」 と 、 「 100 分 の 60 」 と あ る の は 「 100 分 の 62.5 」 と す る 。
- 3 令 和 4 年 12 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 に 対 し て 支 給 す る 同 日 に 係 る 勤 勉 手 当 に 関 す る 新 期 末 ・ 勤 勉 手 当 規 程 別 表 第 2 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 同 表 第 1 号 の 表 中

100 分の 115.8
100 分の 115.2
100 分の 117.0
100 分の 97.5

100 分の 120.7
100 分の 120.1
100 分の 122.0
100 分の 102.5

100 分の 97.5
100 分の 115.2
100 分の 117.0
100 分の 97.5
100 分の 97.5
100 分の 115.8
100 分の 115.2
100 分の 117.0
100 分の 97.5
100 分の 97.5
100 分の 115.8
100 分の 115.2

とあるのは

100 分の 102.5
100 分の 120.1
100 分の 122.0
100 分の 102.5
100 分の 102.5
100 分の 120.7
100 分の 120.1
100 分の 122.0
100 分の 102.5
100 分の 102.5
100 分の 120.7
100 分の 120.1

と、

同表第 2 号の表中

「

100 分の 60.0
100 分の 50.0
100 分の 60.0
100 分の 50.0

とあるのは

「

100 分の 62.5
100 分の 52.5
100 分の 62.5
100 分の 52.5

とする。

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 1 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第 16 号（令和 4 年 12 月 1 日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和 2 年 3 月医療局病院経営本部規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「、横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成 24 年 5 月病院経営局規程第 8 号。以下、「本部職員期末勤勉手当規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に乗じる割合（同項に規定する管理職員に適用するものを除く。）」を「100 分の 127.5」に、「同項の」を「横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成 24 年 5 月病院経営局規程第 8 号。以下「本部職員期末勤勉手当規程」という。）第 5 条第 1 項の」に改め、同条第 3 項中「第 5 条の 2 及び第 2 条の 3」を「第 9 条及び第 10 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（令和 4 年 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員に対して支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員（横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第 8 条第 1 項で規定する別に定める者に限る。）に対して支給する同日に係る期末手当に関するこの規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 127.5」とあるのは、「100 分の 132.5」とする。

人事委員会

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第 17 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「		「
140,500		146,500
144,700		150,700
148,900		154,900
153,900		159,900
160,800		166,600
170,500	を	175,800
179,800		184,700
186,100		190,300
193,100		196,600
200,600		203,300
208,900		211,000
216,100		217,600
」		」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 4 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市長（公共事業用地費会計消費税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=YokohamaShicho KokyoJigyoYochihiKaikaiShohizeiShinkokuJimuSenyo OU=Kanzaika OU=Kanzaibu OU=Zaiseikyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 OU=Organization CA R2 O=LGPKI2 C=JP
使用を開始する日	令和 4 年 12 月 5 日
有効期限	令和 9 年 10 月 31 日
シリアル番号	5b 87 6b 71
フィンガープリント	cf d6 78 11 9e 44 a4 76 00 55 0e 87 5a 7f 5d eb 42 7d 8e d8

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

正 誤

令和 4 年定期第 111 号 43 ページ表中「栄区小菅ケ谷一丁目 21 番 2
- 123 号」は「栄区小菅ケ谷一丁目 22 番 2 - 123 号」の誤り。